

第7回 参与との意見交換 議事要旨

1. 日時 平成26年1月14日(火) 16:00~18:00

2. 場所 62会議室

3. 出席者

[参与] 河野 康子、齋藤 雅弘、拝師 徳彦、樋口 恵子、向殿 政男、
山口 範雄、山本 豊

[消費者庁] 森大臣、長官、次長、川口審議官、河津審議官、菅久審議官、
総務課長、消費者政策課長、地方協力課長、消費者安全課長、
表示対策課長 ほか

4. 主な議題

(1) 最近の消費者行政の動きについて

① 平成26年度予算・機構定員(政府案)について

国民生活センターの在り方について

② (株)アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品について

(2) 食品表示等問題対策について

(3) 「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」のとりまとめについて

5. 議事概要

(1) 事務方から資料1に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。

① 平成26年度予算・機構定員(政府案)について

国民生活センターの在り方について

○ 地方消費者行政活性化基金については、地方消費者行政の充実のために、これまで色々と活動してきたが、今回このような良い結果となり、消費者団体としてもありがたいと考えている。

② (株)アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品について

○ こういう問題については、いつ発生するか分からないので、あらかじめマニュアルとして整備し、訓練しておくことが必要だと考える。

○ こういう問題の情報が消費者にどのような媒体を通じて届いたか、という点についてもきちんとフォローし、消費者庁の今後の消費者への情報伝達の参考にしていけるべき。

(2) 事務方から資料2に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。

○ 食品表示については、消費者が食べても気づかないことがあるため、公益通報者保護制度を変えていくことも必要なのではないか。

- メニュー表示については、事業者にきちんと襟を正していただくためにも、景品表示法改正には、事業者が不当に得た利益を社会に還元するというペナルティも入れていただきたい。
- 「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」は、ベストプラクティスが社会のスタンダードになることを目指して取り組んでいただきたい。
- これまでの行政による規制では用語が非常に抽象的で分かりにくいことがあったため、今回のQ & Aは非常に良い取組だと思う。問題が発生する前にどこまで先回りして、この種のQ & Aが準備できるかというところが重要だと思う。
- 食品には家庭用と業務用があるが、業務用の方が関わる人も多く、数次の加工を経ており、原材料が見えにくくなる傾向がある。問題が起きたときは家庭用のみならず、業務用も注視することが重要。
- 食品に関連する問題においては、身体の安全に関わるもの、事業者が故意で起こしたもの、過失で起こしたものと複数の類型があると考えられるが、それらをきちんと分ける必要がある。

(3) 事務方から資料3に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。

- 消費者庁と地方公共団体がお互いWin-Winの関係で業務を行っていくような、協力体制が必要。また、消費者庁には研究機関がないため、他の省庁と連携していくことも必要。
- 小規模の市町村であっても消費生活センター設置に向けて、今後より一層取り組んでいただきたい。
- 消費生活サポーターの育成については、国の方で資格と研修、活動費をセットで提示してくれると地方公共団体としても使いやすい。

(文責 消費者庁総務課 速報のため事後修正の可能性あり)